

埼玉県警察本部訓令第20号

埼玉県警察高速道路交通警察隊に関する訓令を次のように定める。

昭和55年 7月15日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察高速道路交通警察隊に関する訓令

埼玉県警察高速道路交通警察隊に関する訓令（昭和47年埼玉県警察本部訓令第26号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）に基づき、交通部高速道路交通警察隊（以下「高速警察隊」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 高速警察隊は、規則第42条第1項及び第2項に定める任務を行うものとする。

（分駐隊の設置等）

第3条 高速警察隊に分駐隊を置く。

- 2 分駐隊の名称、位置及び相当区域は、別表第1のとおりとする。
- 3 分駐隊に警察官連絡所を置くことができる。

（分駐隊長）

第4条 分駐隊に分駐隊長を置く。

- 2 分駐隊長は、交通部高速道路交通警察隊長（以下「隊長」という。）が指定した者をもって充てる。
- 3 分駐隊長は、隊長の命を受け、分駐隊の隊務を処理し、部下を指揮監督する。

（勤務制）

第5条 高速警察隊の勤務制は、通常勤務、日勤制勤務及び交替制勤務とし、その区分は、次のとおりとする。

勤務制	適 用 者
通常勤務	隊長及び副隊長並びに隊長が指定した者
日勤制勤務	隊長が指定した者

交 替 制 勤 務	上記以外の者
-----------	--------

(勤務の種別)

第6条 高速警察隊に勤務する警察官（以下「隊員」という。）の勤務の種別は、通常勤務、通信勤務及び特別勤務とする。

2 通常勤務とは、次に掲げる勤務に従事することをいう。

- (1) 担当区域を機動警らして行う交通の指導及び取締り
- (2) 担当区域に発生した交通事故事件の捜査

3 通信勤務とは、非常電信の受理、無線通信の送受信、その他通信に関する勤務に従事することをいう。

4 特別勤務とは、警衛、警護、警備実施、緊急配備その他の特別な勤務に従事することをいう。

(勤務時間)

第7条 隊員の勤務時間は、通常勤務に服する者にあつては、1週間につき38時間45分とし、日勤制勤務に服する者にあつては、4週間を平均して1週間当たり38時間45分とし、交替制勤務に服する者にあつては、3週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。

(勤務時間の割り振り等)

第7条の2 隊員の勤務時間の割り振り等は、次に定めるところによる。

勤務制	区分	勤務時間	勤 務		休憩時間
			開 始 時 刻	終 了 時 刻	
	通常勤務及び日勤制勤務	埼玉県警察処務規程（昭和38年埼玉県警察本部訓令第12号）第12条第1項に定めるところによる。			
交替制勤務	当番日	15時間30分	午前9時30分	翌日の午前9時30分	8時間30分
	日勤日	7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	1時間

2 隊長は、必要があるときは、前項の規定にかかわらず、勤務の開始及び終了の時刻を変更し、又は時間外勤務を命ずることができる。

(勤務時間割)

第8条 交替制勤務員の1週間当たりの勤務時間割は、おおむね次のとおりとする。

区 分	時 間
点 検 指 示	1 時 間 45 分
機 動 警 ら	27 時 間
車 両 整 備	2 時 間 30 分
記 録 処 理	7 時 間 30 分
計	38 時 間 45 分

(週休日)

第9条 隊長は、隊員の週休日を次の割合で設けるものとする。

- (1) 日勤制勤務4週間を通じて8日
- (2) 交替制勤務3週間を通じて6日

(交替制勤務の割り振り)

第10条 交替制勤務は、当番、非番又は日勤とし、その割り振りは、原則として別表第2のとおりとする。

(勤務計画)

第11条 隊長は、隊員に対し、毎月25日までに翌月の勤務計画を指示するものとする。

(点検等)

第12条 交通部長は随時、隊長は毎月1回以上隊員を招集し、点検（車両点検を含む。）、訓示及び指示を行い、併せて必要な指導教育を行わなければならない。

2 前項の点検等は、必要により、隊員を2回以上に分けて行うことができる。

(出動前の点検)

第13条 隊長は、幹部を指定して出動前に当務員に対する車両点検を実施するとともに、勤務重点等必要な指示を行い、その徹底を図らなければならない。

(幹部会議)

第14条 隊長は、毎月1回以上幹部会議を開催し、高速警察隊の適正な運営と指示伝達の徹底を図るものとする。

(援助要請)

第15条 隊長は、交通の取締り、交通の規制、交通事故の捜査等について、特に必要があると

認めるときは、関係警察署長に対して援助の要請をすることができる。

(連絡協調)

第16条 隊長は、高速道路等における警察活動の適正を期するため、関東管区警察局の高速道路管理官、隣接都県警察の高速道路交通警察隊長その他の関係機関と常に密接な連絡を保たなければならない。

(交通法令違反事件の措置)

第17条 隊長は、高速道路における交通法令違反を検挙し、又は告知した事件の報告を受けたときは、次により措置するものとする。

- (1) 非反則事件のうち、交通切符を交付して出頭日を指定した事件については、速やかに交通部運転免許本部運転管理課長に事件を引き継ぐこと。
- (2) 前号以外の非反則事件については、当該事件の違反地を管轄する区検察庁へ事件を送致すること。
- (3) 反則事件の交通反則切符等は、交通部運転免許本部運転管理課交通反則通告センターに引き継ぐこと。

(交通事故事件の措置)

第18条 隊長は、高速道路において発生し、捜査した交通事故事件については、あらかじめ指定された検察庁又は裁判所に送致するものとする。

(被疑者を逮捕した場合の措置)

第19条 隊長は、高速道路において発生した交通事故事件及び交通関係法令違反等により、被疑者を逮捕したときは、分駐隊の所在地を管轄する警察署長又は逮捕地を管轄する警察署長に被疑者の留置を依頼することができる。

2 隊員は、前項以外の事件により被疑者を逮捕したときは、直ちに、逮捕地を管轄する警察署の司法警察員に引致するとともに、必要な書類を作成し、証拠資料等を添えて事件を当該警察署長に引き継ぐものとする。

(刑事事件の措置)

第20条 隊長は、高速道路において取り扱った刑事事件については、初動措置を終えた後、速やかに当該事件の発生地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

(その他の事案の取扱い)

第21条 隊長は、前4条以外の警察対象事案を取り扱ったときは、必要な措置を講じた後、当

該事案の発生地を管轄する警察署に引き継ぐものとする。

(勤務日誌等)

第22条 分駐隊に勤務日誌(別記様式)を備え、勤務の状況、取扱事項、車両の状況等について明らかにしておくものとする。

(細則)

第23条 この訓令の実施について必要な事項は、隊長が定めることができる。

附 則

この訓令は、昭和55年7月17日から施行する。

附 則(昭和57年3月26日警察本部訓令第8号)

この訓令は、昭和57年4月4日から施行する。

附 則(昭和58年5月25日警察本部訓令第12号)

この訓令は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則(昭和60年1月10日警察本部訓令第1号)

この訓令は、昭和60年1月23日から施行する。

附 則(昭和62年9月7日警察本部訓令第14号)

この訓令は、昭和62年9月9日から施行する。

附 則(昭和63年3月28日警察本部訓令第8号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年12月7日警察本部訓令第23号)

この訓令は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則(平成元年4月28日警察本部訓令第12号)

1 この訓令は、平成元年5月1日から施行する。〔以下省略〕

2 埼玉県警察職員の勤務を要しない時間の指定に関する訓令(昭和63年埼玉県警察本部訓令第11号)は、廃止する。

附 則(平成2年3月31日警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成4年9月5日警察本部訓令第30号)

この訓令は、平成4年9月6日から施行する。

附 則(平成4年11月1日警察本部訓令第33号)

この訓令は、平成4年11月27日から施行する。

附 則（平成5年3月26日警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年10月12日警察本部訓令第31号）

この訓令は、平成5年10月26日から施行する。

附 則（平成6年3月29日警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成6年3月30日から施行する。

附 則（平成6年5月9日警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成6年5月10日から施行する。

附 則（平成6年10月28日警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成7年3月27日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月12日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、埼玉県警察本部交通部高速道路交通警察隊所沢分駐隊の項の改正規定は、平成8年3月26日から施行する。

附 則（平成9年12月17日警察本部訓令第34号）

この訓令は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成10年5月14日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成10年5月18日から施行する。

附 則（平成12年6月1日警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成12年6月1日から施行する。

ただし、埼玉県警察本部交通部高速道路交通警察隊三郷分駐隊の項の改正規定は、平成12年4月17日から適用する。

附 則（平成12年9月29日警察本部訓令第36号）

この訓令は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成13年4月27日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成13年 8 月 9 日警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成13年 8 月26日から施行する。

附 則（平成16年 3 月15日警察本部訓令第 9 号）

この訓令は、平成16年 3 月28日から施行する。

附 則（平成16年 5 月26日警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成16年 5 月26日から施行する。

附 則（平成17年 3 月29日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月28日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成18年 3 月28日から施行する。

附 則（平成18年10月16日警察本部訓令第52号）

この訓令は、平成18年10月16日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年12月 7 日警察本部訓令第45号）

この訓令は、平成20年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月 7 日警察本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成20年 3 月29日から施行する。

附 則（平成21年 3 月31日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月24日警察本部訓令第 9 号）

この訓令は、平成22年 3 月28日から施行する。

附 則（平成22年 3 月30日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 5 月24日警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成23年 5 月29日から施行する。

附 則（平成27年10月21日警察本部訓令第37号）

この訓令は、平成27年10月31日から施行する。

附 則（平成27年 3 月24日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成27年3月29日から施行する。

附 則（平成28年3月17日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月28日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成30年6月2日から施行する。

別表第1（第3条関係）

分駐隊の名称、位置及び担当区域

名 称	位 置	担 当 区 域
埼玉県警察本部交通部 高速道路交通警察隊 所沢分駐隊	所沢市大字坂之下 761 番地 1 (所沢インターチェンジ内)	1 関越自動車道練馬インターチェンジから鶴ヶ島インターチェンジまでの区域 2 東北縦貫自動車道大泉インターチェンジから戸田西インターチェンジまでの区域
埼玉県警察本部交通部 高速道路交通警察隊 花園分駐隊	深谷市黒田 1797 番地 (花園インターチェンジ内)	関越自動車道鶴ヶ島インターチェンジから群馬県境までの区域
埼玉県警察本部交通部 高速道路交通警察隊 岩槻分駐隊	さいたま市岩槻区大字加倉 306 番地 (岩槻インターチェンジ内)	1 県道高速葛飾川口線 (首都高川口線)東京都境(毛長川)から川口ジャンクションまでの区域 2 東北縦貫自動車道川口ジャンクションから栃木県境までの区域
埼玉県警察本部交通部 高速道路交通警察隊 三郷分駐隊	三郷市番匠免 2 丁目 101 番地 1 (三郷インターチェンジ内)	1 県道高速足立三郷線 (首都高三郷線)東京都境から三郷インターチェンジまでの区域 2 県道高速さいたま戸田線(首都高埼玉大宮線・首都高埼玉新都心線)美女木ジャンクションからさいたま見沼インターチェンジまでの区域 3 東北縦貫自動車道戸田西インターチェンジから川口ジャンクションまでの区域 4 常磐自動車道川口ジャンクションから千葉県境までの区域 5 東関東自動車道三郷ジャンクションから千葉県境までの区域
埼玉県警察本部交通部 高速道路交通警察隊 桶川分駐隊	桶川市大字加納447番地の1 (桶川加納インターチェンジ内)	一般国道468号線(首都圏中央連絡自動車道)東京都境から茨城県境までの区域

別表第2（第10条関係）

交替制勤務の割り振り

週		1週						2週						3週								
日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
1部	A		日	当		指	当		指	当		指	当		指	当		指	当		指	当
	B		指	当		日	当		指	当		指	当		指	当		指	当		指	当
2部	C	当		指	当		指	当		日	当		指	当		指	当		指	当		指
	D	当		指	当		指	当		指	当		日	当		指	当		指	当		指
3部	E	指	当		指	当		指	当		指	当		指	当		日	当		指	当	
	F	指	当		指	当		指	当		指	当		指	当		指	当		日	当	

(以下繰り返す)

凡例

当～当番日（15時間30分勤務日）

日～日勤日（7時間45分勤務日）

指～週休日

空欄～非番

交 通 事 故 取 扱 状 況											
番号	事件番号	取扱者	届出種別 (指令番号)	受 理 刻	事 故 種 別	発 生 場 所	第一当事者 (生年月日)	第二当事者 (生年月日)	第三当事者 (生年月日)	見分	備 考
1	人身・物件 ()		110 () 管理室・その他	:	死 重 軽 物		(. .)	(. .)	(. .)	有 無	
2	人身・物件 ()		110 () 管理室・その他	:	死 重 軽 物		(. .)	(. .)	(. .)	有 無	
3	人身・物件 ()		110 () 管理室・その他	:	死 重 軽 物		(. .)	(. .)	(. .)	有 無	
4	人身・物件 ()		110 () 管理室・その他	:	死 重 軽 物		(. .)	(. .)	(. .)	有 無	
5	人身・物件 ()		110 () 管理室・その他	:	死 重 軽 物		(. .)	(. .)	(. .)	有 無	
6	人身・物件 ()		110 () 管理室・その他	:	死 重 軽 物		(. .)	(. .)	(. .)	有 無	
7	人身・物件 ()		110 () 管理室・その他	:	死 重 軽 物		(. .)	(. .)	(. .)	有 無	
8	人身・物件 ()		110 () 管理室・その他	:	死 重 軽 物		(. .)	(. .)	(. .)	有 無	
9	人身・物件 ()		110 () 管理室・その他	:	死 重 軽 物		(. .)	(. .)	(. .)	有 無	
10	人身・物件 ()		110 () 管理室・その他	:	死 重 軽 物		(. .)	(. .)	(. .)	有 無	

番号	時 刻	事 案 名	発 生 場 所	事 案 概 要	担 当 者	処 理 結 果

そ の 他	引継ぎ事項等	引継者	引受者
		ステレオカメラ使用状況 件組	

別記様式継続(第22条関係)

交 通 事 故 取 扱 状 況											
番号	事件番号	取扱者	届出種別 (指令番号)	受 理 時 刻	事 故 種 別	発 生 場 所	第一当事者 (生年月日)	第二当事者 (生年月日)	第三当事者 (生年月日)	見分	備 考
11	人身・物件 ()		110 () 管理室・その他	:	死 重 軽 物		(. .)	(. .)	(. .)	有 無	
12	人身・物件 ()		110 () 管理室・その他	:	死 重 軽 物		(. .)	(. .)	(. .)	有 無	
13	人身・物件 ()		110 () 管理室・その他	:	死 重 軽 物		(. .)	(. .)	(. .)	有 無	
14	人身・物件 ()		110 () 管理室・その他	:	死 重 軽 物		(. .)	(. .)	(. .)	有 無	
15	人身・物件 ()		110 () 管理室・その他	:	死 重 軽 物		(. .)	(. .)	(. .)	有 無	
16	人身・物件 ()		110 () 管理室・その他	:	死 重 軽 物		(. .)	(. .)	(. .)	有 無	
17	人身・物件 ()		110 () 管理室・その他	:	死 重 軽 物		(. .)	(. .)	(. .)	有 無	
18	人身・物件 ()		110 () 管理室・その他	:	死 重 軽 物		(. .)	(. .)	(. .)	有 無	
19	人身・物件 ()		110 () 管理室・その他	:	死 重 軽 物		(. .)	(. .)	(. .)	有 無	
20	人身・物件 ()		110 () 管理室・その他	:	死 重 軽 物		(. .)	(. .)	(. .)	有 無	

番号	時 刻	事 案 名	発 生 場 所	事 案 概 要	担 当 者	処 理 結 果